



# 山口労働局職員の処遇について

---

令和7年9月 山口労働局総務部総務課

# キャリアパス（人事異動）

- 労働基準監督官と一般職（ハローワーク業務及び労働基準監督署の労災保険業務中心の厚生労働事務官）ではキャリアパスが異なります。
- 人事異動は概ね **1～3年**の間隔で実施されます。
- 将来的には、本人の能力、適性等により、労働局や労働基準監督署、ハローワークの幹部職員に登用されます。

# キャリアパス（監督官）

採用された労働局の監督署に**2年間**配置された後、**3年目から4年目までの2年間**は、採用された労働局以外の労働局へ異動します。

その後、**5年目**以降は採用された労働局の各部署に配置されます。

## ●山口労働局に採用された場合



※他局へは原則全国異動となります。

# キャリアパス（一般職）

採用された労働局（労働局・労働基準監督署・ハローワーク）での勤務となります。

※採用された労働局以外での勤務を希望する場合、一定の期間、採用ブロック内の他の労働局で勤務できる場合があります。また、厚生労働本省での勤務も希望可能です。

## ●山口労働局に採用された場合



山口局

# 給 与

## 初任給

一般職（高卒者試験）の初任給 …… 1級5号俸  
(188,000円 令和7年度) ※新卒の場合

一般職（大卒者程度）の初任給 …… 1級25号俸  
(220,000円 令和7年度) ※新卒の場合

専門職（労働基準監督官）の初任給 …… 1級26号俸  
(221,700円 令和7年度) ※新卒の場合

ただし、高校・大学卒業後に、民間勤務経歴、公務員経歴等がある場合には、その期間を経験年数として評価し、上乘せさせることがあります。

俸給は、採用後の勤務成績等に基づいて、昇給（号俸が上がること）、昇格（上位の級に変更すること）します。 ※昇給日は毎年1月1日

# 諸手当

地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、広域異動手当、期末・勤勉手当、特殊勤務手当などが支払われます。（※令和7年9月現在）

## 通勤手当

通勤（**片道2km以上**）のための費用を負担する職員に支給される手当です。  
公共交通機関等を利用する場合、一般的には、**6ヶ月の定期券相当額**（月額150,000円の範囲内）が4月及び10月の給与支給日に一括して支払われます。  
自家用車等を利用する場合は、通勤距離に応じた手当額（2,000円～31,600円）が支給されます。

## 扶養手当

扶養親族のある職員に支給される手当で、配偶者（無職など一定の基準を満たす場合）は**月額3,000円**、子ども1人につき**月額11,500円**が支払われます。  
※R8年度に配偶者手当は廃止、子ども1人につき**月額13,000円**

## 住居手当

民間アパート等に入居し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支払われます（**月額28,000円が上限**）。

- 例：
- ・月額27,000円を超え61,000円未満の家賃を支払っている場合  
$$\frac{(\text{家賃額} - 27,000\text{円})}{2} + 11,000\text{円} \text{ (100円未満切り捨て)}$$
  - ・月額61,000円以上の家賃を支払っている場合  
28,000円支給

※敷金・礼金・電気・ガス等の料金、共益費等は家賃に含まれません。

## 地域手当

東京都などの特定の都市に勤務する場合に支払われます。  
(山口県は支給対象外。)

## その他

- 給与の支給日 **毎月16日**  
(指定した口座に振り込み)
- ボーナス(期末手当、勤勉手当)の支給日  
**6月30日及び12月10日**
- 赴任旅費  
人事異動に伴い転居をした場合、移動距離や人数(配偶者や子供)に応じて、旅費法で定められた一定額(移転料、着後手当等)を支給
- 一般旅費  
公務により一定基準を満たす旅行(出張)をした場合、日当・交通費を支給

## 超過勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、支払われます。

## 期末・勤勉手当

6月、12月の年2回支給され、年間支給割合は**4.60月分**  
(令和6年人事院勧告)

## 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給されます。

# 国家公務員の処遇（勤務時間等）

## 勤務時間

**8時30分から17時15分まで（休憩1時間）**

## 休日

**日曜日及び土曜日、国民の祝日並びに年末年始（12月29日～1月3日まで）**

※通常勤務のほか、超過勤務及び休日勤務を命じられる場合があります。

# 国家公務員の処遇（休暇制度）

## 年次有給休暇

給与が支払われるお休みです。本人が希望する日に取得することができ、1時間単位で取得することもできます。

4月1日採用の場合は、採用日の4月1日に15日分、与えられます。

翌年以降は、毎年1月1日に年20日付与されます。

未使用の年次有給休暇は、20日を超えない限度で、翌年に繰り越されます。

## 病気休暇

けがや病気のため療養する必要があり、療養のため勤務できないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間、承認を得て使用できます。

※一定期間までは有給。

## 夏季休暇

7月から9月までの間に、原則として連続した**3日間**取得できます。

※有給。

## 産前・産後休暇

出産前は、職員からの申出により出産予定日までの**6週間以内**（多胎妊娠の場合14週間以内）、産後は、出産日の翌日から**8週間取得**することができます。

※有給。

## 育児休業等制度

**3歳**に達するまでの子を養育するために必要な休業を取得できます。  
その他、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために1日の勤務時間の一部を勤務しないことが認められる「育児時間」などの制度もあります。  
※育児休業期間中及び育児時間は無休になります。  
※育児休業期間については、国家公務員共済組合法が適用され、育児休業給付金が支給されます。

## その他

結婚休暇（**5日以内**）、忌引休暇（親族の区分に応じ**7日以内**）、介護休暇（最短で1時間単位）、介護時間、子の看護等休暇（**5日以内**）、妻の出産休暇（**2日以内**）等の休暇制度があります。  
※介護休暇、介護時間は無給、それ以外は有給。

# 厚生労働省 山口労働局



山口労働局HP  
採用ページ



山口労働局  
Instagram



山口労働局  
Facebook



ひと、暮らし、  
みらいのために

Ministry of Health, Labour and Welfare

[www.mhlw.go.jp](http://www.mhlw.go.jp)